

就業する調理師の皆様へ！

令和2年度は、調理師法に基づく就業の届出の年です。

飲食店等に就業する調理師の皆様方は、次に注意のうえ必ず届出を
してください。

○なぜ、届け出なければならないのか

近年、国民の食生活における外食依存の傾向が高まっており、飲食店などにおいて調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割は、ますます重要になっています。

そこで、調理師法（第5条の2）では、調理師の勤務先など現在の状況を把握することで研修事業等の円滑な実施を図り、ひいては国民の食生活の向上を図ることを目的として、就業している調理師の方に2年に1回、就業地の都道府県知事への届出を義務付けています。

○届出の必要な調理師

次のところで調理の業務に従事している調理師が対象となります。

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他
多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・ 飲食店営業（旅館・ホテル・民宿を含む。）、魚介類販売業、そうざい製造業

○届出の時期

令和2年12月31日現在の状況について、別紙の「調理師業務従事者届」※に御記入のうえ、令和3年1月15日までに、届け出てください。

なお、業務などの都合により、この時期より早めに届け出いただいても結構です。

※「調理師業務従事者届」は以下の静岡県ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-520/cyourishitodokede.html>



○届出の提出先

- ・ 郵送される場合：郵送用封筒に84円切手を貼付して投函してください。
- ・ 持参される場合：最寄りの保健所又は一般社団法人静岡県調理師協会の各事務局に提出してください。

○問い合わせ先

最寄りの保健所又は、一般社団法人静岡県調理師協会の各事務局にお問い合わせください。

◎各保健所

賀茂保健所	下田市中 531-1	0558-24-2054
熱海保健所	熱海市水口町 13-15	0557-82-9116
東部保健所	沼津市高島本町 1-3	055-920-2102
御殿場保健所	御殿場市竈 1113	0550-82-1223
富士保健所	富士市本市場 441-1	0545-65-2154
中部保健所	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9283
西部保健所	磐田市見付 3599-4	0538-37-2245
静岡市保健所	静岡市葵区城東町 24-1	054-249-3161
浜松市保健所	浜松市中区鴨江 2-11-2	053-453-6114

◎一般社団法人静岡県調理師協会

東部地区事務局	三島市一番町 15-35（学）鈴木学園ビル内	055-971-1833
中部地区事務局	静岡市葵区七間町 15-1（学）鈴木学園内	054-251-0654
西部地区事務局	浜松市中区板屋町 101-11（学）ミズモト学園ビル内	053-413-2005

☆静岡県では、一般社団法人静岡県調理師協会を指定届出受理機関として指定しています。